

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表 （下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>別添1～別添7（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p> <p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 送信空中線系の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1)～(13)（略）</p> <p>(14) 陸上移動局の空中線は、常置場所その他特定の地点に固定しないものであること。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>ア 非常災害時に重要かつ緊急を要する通信の円滑な疎通を確保するために運用するものであって、他の無線局に影響を与えない範囲内で固定的に運用する無線局</p> <p><u>イ 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局（アに掲げる無線局を除く。）</u></p> <p><u>ウ 960MHz を超える周波数の電波を使用する端末系伝送路を構成する端末系設備の無線局</u></p> <p>6～16（略）</p> <p>第4～第25（略）</p> <p>別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係）</p>	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>別添1～別添7（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p> <p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 送信空中線系の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1)～(13)（略）</p> <p>(14) 陸上移動局の空中線は、常置場所その他特定の地点に固定しないものであること。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>ア 非常災害時に重要かつ緊急を要する通信の円滑な疎通を確保するために運用するものであって、他の無線局に影響を与えない範囲内で固定的に運用する無線局</p> <p><u>イ 960MHz を超える周波数の電波を使用する端末系伝送路を構成する端末系設備の無線局</u></p> <p>6～16（略）</p> <p>第4～第25（略）</p> <p>別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係）</p>

第 1 (略)

第 2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1)～(20) (略)

(21) 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局

200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は次の基準により行う。

ア 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会又は同法第 284 条の規定により設けられる組合が開設する公共業務用無線局であること。

イ 用語の定義

(ア) 主運用波

免許人所属の無線局相互間の通信に使用する周波数をいう。

(イ) 共通波

事故、災害及び犯罪の発生現場での救急・救命活動や復旧活動等において他の免許人所属の無線局との相互通信を行うために共通に使用する周波数をいう。

なお、当該周波数は、当該相互通信を行う他の無線局の運用に妨害を与えない場合は、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。

(ウ) 第二運用波

他の免許人所属の無線局の運用に妨害を与えない場合に使用できる周波数をいう。

第 1 (略)

第 2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1)～(20) (略)

(I) 可搬型無線局

通信の相手方の陸上移動局を通信制御できる陸上移動局をいう。

ウ 無線局の種別

基地局又は陸上移動局であること。

エ 無線局の目的

申請者が所掌事務の遂行に用いることを目的に開設するものであり、かつ、次に示す事項を満足するものであること。

(7) 本無線局は、非常時において、現場等における映像情報等をデータ伝送することに用いるものであること。

(1) 平時においては、常時接続としないものであること。

オ 通信事項

申請者が所掌事務を遂行するために無線局を開設する場合と同様であること。

カ 通信の相手方

200MHz 帯広帯域移動通信システムの無線局であること。

キ 通信方式

基地局又は可搬型無線局から陸上移動局(可搬型無線局を除く。)への送信は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式であること。

陸上移動局(可搬型無線局を除く。)から基地局又は可搬型無線局への送信は、直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ク 周波数

周波数 6 波(175MHz、180MHz、185MHz、190MHz、195MHz)

及び 200MHz) から 2 又は 3 波を次のとおり指定する。

(7) 一の免許人所属の無線局については、主運用波 1 波及び共通波 1 波の周波数を指定することとし、当該無線局の開設の目的を達成するために 3 波目を希望している場合は、第二運用波 1 波を指定することができる。

(イ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定すること。

(ウ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定すること。

ケ 空中線電力

基地局の空中線電力は、20W 以下であること。

陸上移動局の空中線電力は、5W 以下であること。

コ 移動範囲

無線局の開設の目的を達成するために必要な区域であること。

広域災害時の使用が適当と認められる場合は、全国又は広域災害時に他の当該市町村等及び都道府県の応援により適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

サ 他の無線局への干渉回避

175MHz 及び 180MHz の周波数の使用に当たっては、
166MHz 以上 170MHz 以下の周波数を使用する無線局へ干
渉の影響を与えないよう、基地局の設置場所の選択、
フィルタの追加等の必要な措置を講じられているこ
と。

3～4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)

3～4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)